

イギリス会社法における 会計監査役の義務と責任

川 内 克 忠

目 次

- 一 はじめに
- 二 会計監査役制度の沿革
- 三 会社制定法上の会計監査役の職務権限
- 四 会計監査役の義務と責任
 - (一) 会計監査役の注意義務をめぐる判例法の変遷
 - (二) 会計監査役の責任

一 はじめに

19世紀末以来の資本主義経済の発展は、企業の資本的規模の増大を要求して資本の集中と企業の集中を促進したが、かかる膨大な資本の集中とそれともなう「企業の所有と経営の分離」という経済現象は第一次大戦後の先進資本主義諸国における相次ぐ株式会社法の改正運動をもたらした。これら会社法の改正に共通してみられる特徴としては、株主総会の権限の縮小と取締役の権限の拡大、取締役の責任強化ならびに会社の計算規定の強化等による一般株主の保護をあげることができよう。昭和25年の商法改正をはじめとする戦後のわが国における株式会社法の改正もこのように世界的にみられる株式会社法の変貌の方向と軌を一にするものであるが、各国の法制度そのものはそれぞれの国に特殊な経済・社会的諸条件に応じて必ずしも同一ではないことはいうまでもない。

たとえば、株式会社の会計・経理に対する法規制についてみれば、それが必要とされる理由は株式会社における「所有と経営の分離」を前提とする株主・債権者・投資者の利益保護にあるとしても、その法規制のあり方は多様でありうる。すなわち、イギリスにおいてはこれら三者の利益保護のための法規制は会社法に統一化されているが、わが国では株式会社一般の経理について会社法および計算書類規則が適用され、さらに上場会社その他政令で定める株式会社について証券取引法および財務諸表規則などの一連の法令が重複して適用されるのであり、このような法規制のあり方の相違にともない監査制度もイギリスでは会社の機関としての会計監査役 (auditor) (以下本文中では監査役と略称) による監査に一本化されており、わが国では周知の如く監査役監査と公認会計士 (または監査法人) 監査とが重複している。

もともと証券取引法による公認会計士監査は会社の経理内容を完全に公開し大衆投資家にそれを知らせることが経営者の違法不当行為を防止するのにもっとも有効だとする開示主義 (disclosure philosophy) をアメリカの連邦証券法および証券取引所法にならって導入したものであるが、さきの大企業の大幅な粉飾決算が明るみに出たことによって公認会計士監査に十分な実効性がないこと、すなわち証取法上のこの制度そのものが生かされていなかったことが如実に示されたのであった。このことは、わが国における開示主義の原理そのものに対する理解の浅さとそれを正しく適用していくための客観条件の欠如を示唆するものであろう。この観点よりすれば、証取法上の公認会計士の責任ならびに昭和45年3月に法制審議会にて決定をみた改正要綱における会計監査人および監査役の責任の考察にとっても、それぞれの会社法上の位置づけには相違があるにせよ開示主義の母国である英米とりわけイギリスにおける監査制度のあり方を客観的に叙述することは、機能的比較研究の基礎作業として意義があろうかとおもわれる。かかる認識のもとに本稿においては、主としてイギリス会社法上の会計監査役の義務と責任に関する判例法の動向をさぐることにする。

二 会計監査役制度の沿革

イギリス会社法における監査役制度の淵源は、1844年のいわゆる登記法 (Joint Stock Companies Registration and Regulation Act 1844, 7&8 Vict. c. 110) にまで遡る。同法は会社の設立について初めて準則主義を採用した点で歴史的意義を有する法律であるが、公示主義の強化の観点から以下のような一連の規制を行っている。すなわち、会社に対して監査役の選任、会計帳簿の備付および年毎の貸借勘定を義務づけ、また、取締役が検査し署名した貸借対照表が「完全かつ真実」であることを期するため、毎年総会の選任する一人以上の監査役の監査を受けたのちこれを総会に提出すべきものとした。さらに、監査役は当該年度の会計帳簿および記録簿を閲覧する権利を有するとともに会社の役員および使用人の助力を受けることができる。監査役は、貸借対照表の受領後14日以内にこれに関する報告書を作成しなければならないが、貸借対照表を承認しないときは特別報告書の作成を要した。

また社員は総会の14日以前において貸借対照表および会計帳簿を閲覧し、かつその謄本または抄本を請求することができるが、他方取締役は少なくとも総会の10日前に貸借対照表、監査役報告書および取締役報告書を印刷に付して各社員に送付しなければならないものとされた。なお、これらの書類は総会后登記吏に届け出られて閲覧に供される。¹⁾

1844年法の制定の背景には、法人企業は危険なものであるとの考えから、公衆に対する最良の保護は貸借対照表の監査にまで及ぶ最も完全にして可能なる公示であり、他方会社債権者に対する最善の保護は社員の無限責任の原則を維持することであるとの立法者の確信があった。しかし、無限責任は社員にとって危険であり、かつ会社の設立にとってもまた健全な企業にとっても障害となるものとみなされ、実際においても健全な起業計画のための資金調達が困難となり、資本が遊休化するか有限責任を採用す

る外国企業へ流出するかのいずれかであった。他方において、無限責任は株主による不相応な危険の引受けを意味するのみで、これが必ずしも債権者の保護にならないことが強調され有限責任を承認する立法の必要が叫ばれていた。²⁾

かかる背景のもとに、1844年法に基づき本登記を経た会社につき社員の有限責任をみとめる有限責任法 (Limited Liability Act 1844, 18 & 19 Vict. c. 133) が1855年に成立したが、同法において監査役の任命には商務省の認可を得べき旨規定された。

しかし、この法律は1年に満たぬうちに廃止され Joint Stock Company Act 1856, (19 & 20 Vict. c. 47) に統合された。同法は、当時有力であったレセ・フェールの思想や経済自由主義を基調として会社設立の完全な自由を要求する世論の成果であって、自由・解放的な規定に富んでいた。そのもっとも重要な特徴は、監査役任命に関する商務省の認可および強制監査を廃止したことであった。付属定款の雛形を定める付表Bにおいては、会社は総会において1人以上の監査役を選任すべき旨規定していたが、この付表の内容はその採択が任意のものであるため会社はこの規定の適用を排除することができた。すなわち、会社が適当と考えれば、監査役の選任をせずに済んだのである。³⁾ 仮装の事業による詐欺から公衆を保護するために会計および監査に関する完全な公示が必要であるとの観点よりすれば、監査役の強制的選任を免除することは不合理ともいえようが、当時いかなる制約をも廃止しようとする世論が強くと、この点につきなんら論議されることなく同法は成立したのであった。

しかるに、1856年法は性急に制定されたという事情から翌1857年に若干の修正が加えられ、また同年に Joint Stock Banking Companies Act 1857, (20 & 21 Vict. c. 14) によって同法の規定が銀行にも及ぼされた。

その後まもなく、これら従来の各種立法を廃止してこれを総括統一しかつ若干の追加、変更のうえ成立したのが会社に関するマグナ・カルタと呼

ばれる1862年会社法 (Companies Act 1862, 25 & 26 Vict. c. 89) であるが、同法においても強制監査は導入されていない。

ついで、1879年会社法 Companies Act 1879, (42 & 43 Vict. c. 76) は、不況による多数銀行の破産を契機としてかかる事態を防止すべき会社法改正を要求する世論に影響されて、銀行業を営む会社に強制監査を導入した。同法によれば、株主総会において毎年1人以上の監査役を選任し、その報酬を定めることを要する。取締役その他の役員は被選資格を有しないものとされた。つぎに監査役の職務権限については、会社の帳簿・計算書類を検査し帳簿の一覧表の提出を求めうるとし、また、貸借対照表が完全かつ公正であり会社の業務について正確な概観を与えるものであるか否かを会社に報告すべきものとした。⁴⁾ かくして、1844年に規定され1855年に廃止された強制監査制は、あいにく銀行業についてはあるが、イギリス法に再び導入されたのであった。

しかし、このことは1855年以来会社によって監査が無視されていたことを意味するものではなく、少なからぬ会社が貸借対照表等の計算書類の監査を実施していたのであり、このために職業専門家たる会計士を雇傭することが普通化しつつあったのである。⁵⁾ とはいえ、それが強制されなかったため、監査を行わないことがときには重大な結果をもたらしたのであった。すなわち、銀行業に対する強制監査導入の直接的契機となった多数銀行の破産のうちでもとくに有名な City of Glasgow 銀行の場合は、危険分散の原則を無視して少数の会社に対して約600万ポンドに達する信用貸が行われていたのであり、監査が行われていたならばこのような信用貸政策を黙認することはほとんどありえなかったであろうといわれている。⁶⁾

ついで、1900年の改正法 (Companies Act 1900, 63 & 64 Vict. c. 48) においてすべての登記会社について強制監査が再導入された。同法によれば、付属定款に定めのあるときは取締役が最初の監査役を選任することができ、その選任は最初の年次総会まで有効であるが、それ以前にても総会でこれを解任できる。同じく、取締役は監査役に欠員が生じたときは

これを補充することができる。以上の場合以外においては、株主総会において監査役を選任しかつその報酬を決定しなければならない。さらに、監査役は会社の帳簿、計算書および領収証を閲覧することができる。また、監査役は貸借対照表が帳簿の表示に従い会社の業務について真正かつ正確な概観を表示するように適正に作成されているか否かを報告書に記載しなければならない。この報告は総会にて朗読されねばならない。⁷⁾

もっとも、同法は監査について1856年に廃止された1844年法の諸規定を復活するにとどめ、貸借対照表に関して強制的原則を導入していない点に留意する必要がある。1850年代において1844年法の定める強制監査にかんして同法が貸借対照表の形式および内容について規定しなかったため監査役の任務基準となる指針が存在しないことに批判が集中し、かつこれが強制監査を廃止する理由の一つにあげられていたにもかかわらず、再びこの制度がなんらの実質的規制なしに設けられたのであった。このことは、貸借対照表の形式および内容について立法がどの程度まで介入すべきかという論議が長い間続いていたことを示唆するものであろう。

その後1907年に成立した会社改正法 (Companies Act 1907, 7 Edw. VII, c. 50) は、監査役が取締役に対して資料を請求する権利を付与することによってその地位を強化した。そして、請求した資料を監査役が受領したか否かはこれを報告書に記載すべきものとされた。さらに監査役の独立性の確保について、現在の監査役を退任させこれに代えて他の者を選任しようとするときは、事前に退任監査役に通知すべきものとした。また、登記吏に提出すべき年次報告書に貸借対照表の謄本の添付を要するものとするが、損益計算書の添付は必要としなかった。⁸⁾

ついで1929年会社法 (Companies Act 1929, 19 & 20 Geo. V, c. 23) は、貸借対照表と損益計算書の作成を取締役会に義務づけ、その定時総会への提出を要求するとともに貸借対照表の形式と内容を法定した。また監査役の権限を強化して総会への出席権を与えると同時に取締役、役員および役員と組合関係にある者もしくはその使用人の監査役への被選資格を

排除し、また法人も欠格事由とされた。監査役の欠格事由はこれ以外定められておらず、会計士の職業団体の会員であるか否かにかかわらず株主総会の裁量によって自由に選任することができた。実際には、大部分の会社が職業団体のいずれかの会員である者を監査役に選任していたのが実情であった。監査役の報酬は原則として株主総会で決定さるべきものとされたが、株主総会が報酬の決定権を取締役に付与するという慣行によってその実効性は失われしめられていた。⁹⁾

その後1947年の会社法 (Companies Act 1947, 10 & 11 Geo. VI. c. 47) においては、株主総会にて選任する監査役の報酬は総会においてまたは総会が定める方法にてこれを決定すべきものとして監査役の地位を明確化した。さらに、監査役の独立性の強化および監査の安定性を確保するために、現在の監査役に代えて他の者を選任する場合には他の者を指名しようとする株主がその意図を総会の14日前に会社に通知すべきものとし、会社はこの通知を現在の監査役に送付しかつ総会の7日前に公告その他の方法によって株主にこれを通知しなければならないとした。この場合において退任監査役が総会にてその意見を述べる権利を与えられていない点が欠陥とされていた。監査役はその検査した計算書および貸借対照表について総会に報告しなければならないが、この報告書作成のためにいつでも会社の帳簿、計算書および領収証を閲覧することができ、さらに会社の取締役および役員に対して必要な資料および説明を求める権利を有する。このように要求した資料・説明のすべてを受けたか否かは監査役報告書に記載されねばならない。この報告書は主として貸借対照表にかんするものである。すなわち、監査役はその有する資料および与えられた説明の範囲において貸借対照表が会社の業務状態につき真正かつ正確な概観を示すように正規に作成されているか否かを記載しなければならない。同法は、監査役の検査・報告の対象として貸借対照表についてのみ規定するにすぎない、既述のように、1929年法においても損益計算書が無視されていたことからみれば驚くに値しないともいえる。しかし、損益計算書の検査なくして貸借対

照表の検査は必然的に不完全とならざるをえないことは明白であるので、監査役は損益計算書が正確であることを調査しないかぎり貸借対照表につき報告することは困難となろう。さらに監査役はその検査・報告した計算書類が提出される株主総会に出席する権利を有する。この株主総会において監査役は計算書類につき陳述ないし説明をなす権利を有するが、その他の総会に出席することはできない。¹⁰⁾ この1947年法は1929年法その他の関連諸法とともに1948年会社法 (Companies Act 1948, 11 & 12 Geo. VI, c. 38) に総括されたが、これが現行会社法である。この法律は1967年会社法 (Companies Act 1967, c. 81) によって経営者による情報の開示の強化を中心として一部修正されている。¹¹⁾

- 1) See A. B. Levy, *Private Corporations and Their Control*, vol. 1, p. 68. 星川長七・英国会社法序説263ページ以下参照。
- 2) See Levy, *op. cit.*, vol. 1, p. 74. 星川・前掲書266ページ以下。大隅健一郎・株式会社法変遷論83ページ以下参照。
- 3) See Levy, *op. cit.*, vol. 1, p. 76.
- 4) See Levy, *op. cit.*, vol. 1, p. 117. 星川・前掲書279ページ参照。
- 5) See Levy, *op. cit.*, vol. 2, p. 769.
- 6) See Levy, *op. cit.*, vol. 1, p. 117.
- 7) See Levy, *op. cit.*, vol. 1, pp. 121—122. 星川・前掲書282ページ参照。
- 8) See Levy, *op. cit.*, vol. 1, pp. 124—125. vol. 2, p. 769.
- 9) See Levy, *op. cit.*, vol. 2, p. 770. 星川・前掲書285ページ参照。
- 10) See Levy, *op. cit.*, vol. 2, pp. 771—772.
- 11) 詳細は、星川「1967年イギリス改正会社法の概観」法律時報39巻14号、酒巻俊雄「イギリス会社法の改正とその概要 (1) (2)」企業会計19巻12・13号参照。

三 会社制定法上の会計監査役の職務権限

監査役は、正規の会計帳簿が会社に備付けられているか否か、往査しなかった支店より正規の報告書 (return) を受領したか否か、ならびに貸借対照表および損益計算書が会計帳簿もしくは報告書と一致しているか否か

について検査する義務を負う（1967年会社法14条（4））。換言すれば、監査役は会社の会計帳簿に誤記もしくは脱漏がないかどうかを検査し、貸借対照表および損益計算書の計数上の正確さのみならずこれらが会計帳簿と一致することを確認しなければならない。もちろん、以上の事項につき監査役が否定的見解をもつときは、その事実を監査役報告書に記載しなければならない。さらに、監査役はこのように検査した会計帳簿ならびに株主総会に提出される貸借対照表、損益計算書およびグループ計算書につき株主に報告する義務を負う（同法14条（1））。

以上の目的を達するために、監査役は会社の帳簿、計算書類および領収証をいつにても閲覧する権利を付与され、かつその義務を履行するに必要なと判断する資料および説明を会社の役員に請求することができる（同法14条（5））。この資料および説明を得ることができなかつたときは、株主に対する報告書にその旨記載することを要する（同法14条（6））。

監査役はすべての総会に出席し、監査役に関係する議事の一部について意見を述べることができる（同法14条（7））。また株主総会の通知に関しては、会社は株主に対してなすと同一の通知を監査役に送付しなければならない（同法14条）。¹⁾

以上のように、監査役はその検査した会計帳簿ならびに貸借対照表、損益計算書およびグループ計算書に関して株主に報告しなければならないが、この監査役報告書の形式は1967年法によって改善されかつ簡易化されている。同法は1948年法第9付則を廃止し14条をもってこれに代えているが、要するに同条によれば、貸借対照表、損益計算書およびグループ計算書が1948年法および1967年法に従い正規に作成されているかどうか、ならびにこれら計算書類が該年度の会社の業務状態・損益について真正かつ公正な概観 (a true and fair view) を与えるものであるか否かを監査役報告書に記載しなければならない（同法14条（3））。この報告書の重要性を強調するために同法は、株主総会においてこれを朗読し株主の検査に供するよう要求している（同法14条（2））。この報告書の謄本はこれを株主総

会の21日前までに貸借対照表の謄本とともに株主に送付しなければならない(1948年会社法158条(1))。このような手続がとられることを前提として、監査役が監査済計算書類と報告書を取締役に送付したならば、監査役は株主に対する報告義務を遵守したことになる。また、取締役が総会を招集しないときまたは監査役報告書を総会に提出しないとき、さらには取締役が監査役報告書を削除もしくは偽造するときは、監査役は責任を負わないとされる。²⁾

以上のように1967年法14条は監査役がその監査の結果を株主に報告すべき義務を明確に規定するが、これは不正確・不完全な計算書類の株主に対する提供を防ぐために株主に与えられる防禦策ともいえる。³⁾

ところで、監査役が適正証明書(a clear certificate)を提出する場合でも、これは情報に関する独自の源泉ではなくして、むしろその他の源泉たとえば貸借対照表および損益計算書等の正確性に関するある程度の保証であるとされる。しかし、その監査証明書に限定意見が付されているときは、危険信号とみなされるべきであるとする。⁴⁾

ともあれ、監査役の証明はもっとも重要な機能をはたすものといえる。目論見書についても同様であるが、投資者保護の基本的原理としてイギリスにおいて採用された開示主義(disclosure philosophy)は、開示された情報が確実に正確なものとみなされるときにはじめて効果を発揮するのである。従って、なんらかの独立の権威によって検査されないかぎりこの情報を信頼することができないのであって、計算書類に関するかぎり監査役はこの独立の(かつ、通常のばあい信頼しうる)権威であるとされている。⁵⁾

しかしながら、監査役にこの職務を適正に履行させるためには、その能力、誠実性および独立性を確保しなければならない。そのために、まず監査役の被選資格を公認された職業会計士団体の会員に限定し(1948年法161条(1))、さらに(a)会社、その持株会社、従属会社、持株会社の他の従属会社の、役員もしくは使用人、(b)これらの役員もしくは使用人と

組合関係にある者もしくはその使用人、(c) 法人に欠格事由を及ぼしている(同法161条(2))。なお、1967年法において改正されるまで免除私会社(特例私会社)の監査役については以上の欠格事由は適用されなかったが同年の改正法によって免除私会社が廃止されたことにともない現在では他の会社と同一に扱われている。

ところで、これらの資格要件ないし欠格事由は専門的能力および誠実性を確保するであろうが、それ自体監査役の独立性を保証するものではない。けだし、主として監査という仕事によってその生計を維持する職業専門家たる監査役は、経営者を怒らせて仕事を失う危険からよりもむしろ自己の警戒心を緩慢にする誘惑から保護されねばならないからである。⁶⁾ 従って、解任前に要求される「特別通知」(special notice) 手続によって監査役の地位は堅固に守られており、これは株主に対してその立場を開陳する機会を監査役に与えるものである(同法142条, 160条)。さらに選任および報酬についても原則として株主総会がこれを決定することになっており(株主総会が選任しないときは商務省が職権で選任しうる)、会社設立時の最初の監査役の場合を除き、取締役会がこれを決定することはできない(同法159条) こととし、取締役の支配を排除して独立した地位を監査役に保障している。

- 1) See Pennington, *Company Law*, 2nd ed., 1967, pp.573—574. and see also Gower, *The Principles of Modern Company Law*, 3rd ed., 1969, pp.467—469. and Palmer, *Company Law*, 21 ed., 1968, pp.644—645. なお、平田伊和男「イギリス会社法からみた試案」(監査制度改正問題の研究シリーズⅥ) 商事法務研究474号12ページ以下参照。
- 2) See Pennington, *op. cit.*, p. 574.
- 3) See Pennington, *op. cit.*, p. 573.
- 4) See Gower, *op. cit.*, p. 468. この場合 商務省の検査および刑事訴追の対象となることがある。これについては、中島史雄「イギリス会社法における 商務省の調査・検査権」茨大政経学会雑誌27号。
- 5) See Gower, *op. cit.*, p. 468.
- 6) See Gower, *op. cit.*, p. 469.

四 会計監査役の義務と責任

監査役がその監査の遂行上会社の財務状態を調査すべき範囲は、まず監査役と依頼人（被監査会社）との契約の条件によってきまり、またその契約に定めのないときは別段の明示規定のないかぎり被監査会社との間の契約に黙示的に編入される付属定款の規定によってきまることになる。この契約または付属定款のいずれにおいても監査役の義務の範囲が特定されていないときは、判例によれば、監査役は会社の会計帳簿、貸借対照表および損益計算書が正確であることを確認するにつき相当の技能と注意 (reasonable skill and care) を用いる義務を負うとされている。¹⁾ このような一般的注意義務は、被監査会社との契約および会社の付属定款に規定のない場合にすべての監査役に不可避的に課せられるものであり、また監査役がこの一般的注意義務を遵守するためになすべきである調査の一部を省略することをこの契約および付属定款に定めることもできないとされている。²⁾

ともあれ、何が相当な注意であるかは特定の場合におけるそれぞれの事情によって決まるのであり、判例の積重ねによって具体化されるものであるが、監査役はいかなる程度まで会社の計算書類の作成に関する詐欺、不一致および過誤を発見するよう要求されているのかが問題となる。そこで、以下においては監査役がその任務遂行上要求される注意基準について19世紀末以来裁判所によって行われてきた定式化の跡をたどり監査役の義務と責任に関する現在の法状態を明らかにすることにしよう。

(一) 会計監査役の注意義務をめぐる判例法の変遷

(1) 「番犬」(watchdog) 原則の確立

1890年代に会社の計算書類における過誤、詐欺その他の不一致を発見するにつき監査役に要求される注意義務に関して重要な判決が相次いで二つ出された。

Re London & General Bank (No. 2) [1895] 2 Ch. 673, 682. 本件は監査役の責任に関するソーディング・ケースであるが、Lindley 判事は次のように判示した。「監査役は株主によって選任さるべきであり、かつ監査役は株主に対して直接に報告すべきであって取締役に対してもしくは取締役を通じて報告すべきではない」そして、監査の目的は「監査時におけるその会社の真の財政状態に関する独立のかつ信頼しうる情報」を株主が受けることを保証することにあるとしながらも、監査役は計算書類の絶対的「正確性」を保証する保証人であるとの概念を否定したあと、監査役の義務について以下のように述べた。「監査役は正直でなければならない。換言すれば、監査役はみずから真実であると信じないことを証明すべきではない。みずから証明することが真実であると信ずるまえに相当な注意と技能 (reasonable care and skill) を用いなければならない (傍点筆者以下同じ)。ある特定の場合において何が相当な注意であるかはその場合の諸事情によってこれを決しなければならない。疑惑を生ぜしむべき事情が存しないときは、極めてわずかの調査で十分であろう。…疑惑が生ずる場合にはそれ以上の注意が必要であることは明白である。しかし、その場合においてもいまだ監査役は相当な注意と技能以上のものを用いる義務はない。そして、特殊の知識が必要であるときは、専門家の意見に従って行為するならば監査役は完全に免責される。」³⁾

Re Kingston Cotton Mill Co. (No. 2) [1896] 2 Ch. 279. 本件の事案は次のごとくである。会社の清算前数年間にわたって在庫品が監査役の署名する貸借対照表上著しく過大評価されていたが、監査役は各年度末における在庫品の価額に関するその会社の支配人の報告書を調査せずに受け入れていた。

Lopes 判事はさきの Lindley 判事の判決をもとにこれを敷衍して次のように述べた。「監査役の義務は相当な能力のある、注意深いかつ慎重な監査役が用いるであろう技能、注意および警戒を、履行すべき仕事に集中することである。何が相当な技能、注意および警戒であるかは各場合の特

定の事情によってこれを決しなければならない。監査役は探偵であることは要しなく、また何か不正なことが存するとの予断をもってまたは疑惑をもってその仕事にとりかかることも要しない。かれは番犬であり警察犬ではない (He is a watchdog but not a bloodhound)。監査役は会社が信頼を置いている信用のできる使用人を信ずれば免責される。監査役は相当な注意を用いるならば、使用人たちが正直であると仮定して、かれらの表示を信頼しうる。疑惑を生ぜしめそうななんらかの事情が存するならば、監査役はそれを徹底的に精査すべきであるが、しかし、そのようなことが存しないときは、監査役は相当に慎重でかつ注意深くあらねばならないのみである。…在庫品を調べることは監査役の義務ではない。すなわち、かれは在庫品に関する専門家ではない。つまり、かれが他の者の正直と正確さに信頼しなければならない多くの事項があるのである」⁴⁾

以上の二つの事件で裁判所によってなされた監査役の一般的義務に関する判決は、1896年以来たえずその後の裁判所が法準則としてこれに追随してきたのであった。反面、上記二判例において述べられた基準から積極的に離脱せんとした判決はほとんどみうけられない。

既述のように、1896年には一定の銀行を除いて商事会社に対して年次計算書類を会社登記吏に提出すべき制定法上の義務は課せられておらず、付属定款に定めれば年次計算書の株主に付する提出を会社に義務づけることができたのみである。また、1900年に至るまで会社は監査役を選任する法律上の義務を負わなかった。1907年に計算書類の作成・提出および配布ならびにその監査を要求する立法が導入されたが、会社が登記官吏およびその株主に提出すべき情報に関する制定法のこのような極めて顕著な展開は、現代会社法の発展史上画期的な事件の一つとみなされている。⁵⁾

このように法的基盤が根本的に変化したことを考慮するならば、1896年のコモン・ロー上の原則をその後においてもそのまま適用しうると考えることが果して現実的といえるかどうかが問題となってくる。⁶⁾ すなわち、1890年代に Lindley 卿および Lopes 判事が略述した基準は、監査役の

一般的義務の生成発展過程を論ずるには見逃しえない重要性をもつものであるが、制定法上正確かつ重要な情報の提供が要求されるその後の段階において果してこれをそのまま維持しうるか、すなわちこの基準は監査に関する制定法による規制の強化にともないより高度のものとならざるをえないのではないかと考えられる。はたして、Lopes 判事による「番犬」原則はあとにつづく判例によって基本的には受け継がれてきたとはいえ、その後、会社監査の目的の観点から監査役の職務および投資者による期待について現実主義的評価を行った判例が若干出ている。これを以下において概観することにしよう。

(2) 「番犬」原則の展開

Henry Squir (Cash Chemist) Ltd. v. Ball, Baker & Co. (1911) 27 T. L. R. 269. 本件において Alverstone 卿は1890年代の基準よりも更に高度のものを敢えて述べている。

「比喩的表現はむしろ危険である。わたしが敢えて述べたいことは、本件の事情のもとにおいては監査役は合理的人間として行為するようになってきているということだけである。合理的人間に疑惑を生ぜしめるなんらかの事情が存するならば、監査役は探偵にさえなりうるのである。」⁷⁾ この陳述は会社立法が監査役の正式の地位を明確にした段階になされたことに注目しなければならない。

ところで、監査役が直面する「疑惑を生ぜしむべき事情」はそれぞれ特定の場合において多様でありうる。たとえば、Nelson Guarantee Corporation Ltd. v. Hodgson [1958] N. Z. L. R. 609.⁸⁾ においては、依頼人の帳簿係がかつて別の会計事務所に雇傭されていたときその会計事務所の依頼人から不当に借財していたことを理由に解雇されたことを知っていた監査役は、注意を尽くすためにはその会社の計算書類の監査にさいしてこの帳簿係の仕事を検査する責任者に相談すべきであったと判示された。その他の場合としては、依頼人の簿記が遅れていること、これに加えて特定の帳簿係が雇用されたばかりであるため監査役がその者を信用

の置ける確実な使用人として扱う理由が存しないような地位にあることなどがある。このような事情のある場合、なされたかもしれない詐欺を警戒するについて監査役が注意を欠くならば義務違反とみなされる。

Re City Equitable Fire Insurance Co. Ltd [1925] 1 Ch. 407. 保険会社の清算によって120万ポンドの欠損が発見され、清算人が監査役に対して損害賠償の訴を提起した。その理由の一つは、監査役が Romer 判事の表現によれば「ごまかし」およびみせかけの「空売り」を発見しなかったことにあった。すなわち、株式仲買人に託されていたその会社の巨額の金銭が各会計年度末に一定の国庫証券に投資されていると称されていたが、監査役は株式仲買人の事務所より受領した公式書状もしくは預り証の調査のいずれかを信頼してこれら国庫証券の買入れの証拠を進んで認めようとしていた。しかし、会計年度末をすぎても帳簿への記入が完了していなかったため年度末直後におけるこれら証券の仮装の売却は発見されなかった。

Romer 判事は監査役が会社の帳簿の調査によってこの詐欺を発見しなかったことについては過失がないと判示しながらも次のように注釈した。「会社の有価証券が実際に存在することおよびそれらが完全に保管されていることを確認することは一般的にみて監査役の義務であることは否定できない」が London and General Bank 事件における Lindley 判事の注釈は有価証券が存在することを証明する者を監査役が信頼する権利を否定するものと解釈すべきではないとし、さらに次のように付言した。「その有価証券が寄託されている者の評判および信用がどうであれ、監査役が直接検査することが可能であるすべての場合において、直接検査を行うことが監査役の義務でないのかどうかを早晩真剣に考察しなければならないであろう。会社の有価証券が適正に保管されていないことを監査役が発見した場合には、これをただちに是正すべく要求することまたはこの要求が入れられないときはその事実を株主に報告することは監査役の義務であり、かつこのことは監査役が直接検査をなしうるか否かにかかわらな

い。」⁹⁾

従って、本件の監査役の調査義務についていえば、監査役に過失があったことになろうがこの会社の付属定款には会社の役員故意の任務懈怠の場合を除きその責任を免除する旨の規定があったことと監査役たちが会社に対する義務を正直にかつ注意深く履行したと認定されたため責任なしと判示されたのであった。¹⁰⁾

控訴院は監査役をさらに擁護的にみた。すなわち、記録長官は有価証券が存在する旨の銀行の証明で十分だったろうとし、次のように付言した。「裁量と判断を行使することすなわち信用すべき者であるか否かを識別するのは監査役なのである。通例、監査役は有価証券の取引・保管にあたる者ならびに証明書を発行すべき信用のできる者であると最善の判断の行使によって且つ合理的根拠に基づいて信ずる者から証明書を受けなければならない」と注釈した。これは信頼を受けている者が安全・確実であることを保証する任務を監査役に課すものといえる。

Thomas v. Corporation of Devonport [1900] 1 Q. B. 16, 21. 本件は地方自治体によって任命された監査人の調査義務に関するもので会社の監査役の地位に関する先例ではないが、監査役の義務について有益な指針を提供しているうえに、将来生ずべき裁判上・立法上の態度の変化の徴候と考えられぬこともないので、ここにとりあげることにしよう。

本件において Russell 卿は、監査人の義務は「監査のため監査人に提出された計算書類にもとづき当局が証明を受けることを求める各項目を正当と認めるに足る明らかに正式・正規の証拠書類(証票)が存在するか否か」を確認することに限られないとしたうえ次のように述べた。「それは監査人の義務に関する不完全な見解であると考え。監査人はそれ以上すすむ権利があるのみならず、そうすることを正当化され、かつそうしなければならない。すなわち、証拠書類の公正かつ合理的な検査によって当局の職務によって授権されていないかまたは当局の職務に反するかまたはその他の点で違法もしくは不当な支払が存在しないことを確かめる権利を与えら

れているのみならずその義務がある。監査人が不当もしくは違法の支払を発見するときは、当局および市民に対して報告書にてその事実を公表する義務があることはたしかであろう。」¹¹⁾

監査人の義務の範囲に関する Russell 卿のこの見解は、そのご *Re Ridsdel, Ridsdel v. Rawlinson* [1947] 2 All. E. R. 312. において裁判所の受託者の計算書を監査するために任命された監査人について Jennings 判事によって是認された。さらに、1960年にオーストラリアの高等法院の判決においてであるが、州の任命した監査人についてその見解が採用されている。ともあれ、Russell 卿の陳述は監査人が「一家のペット」(household pet) ではないことならびに監査人の義務は警察犬 (bloodhound) に期待される義務に極めて等しいこと、すなわち監査人は自分に提出される情報の確認のために資料を捜し出しにゆかねばならないことを示唆するものと考えられる。

Irish Woollen Co. Ltd. v. Tyson and Others (1900) 本件においては監査の特徴となりつつあるその機械的性質に対する批判がアイルランド控訴院にてなされた。会社が資本から配当を支払っていたことが計算書類の調査によって判明したが、この計算書類が偽造されていたことが明らかになった。監査役に対する損害賠償請求は、在庫品の過大評価、帳簿負債の過大評価および取引上の債務の過小表示を発見しなかったという三点からなる義務違反を理由としていた。Holmes 判事は、在庫品の過大評価と帳簿負債の過大評価については監査役に義務違反なしとしながらも取引上の債務の過小表示を発見しなかった点について、取引上の債務を過小表示するために繰り越された送り状は究極的に元帳に転記されたのであるから、送り状が真の日付で転記されていたならば適正な時期に記入しなかったことは一目瞭然であったろうし、もしそれらが虚偽の日付で転記されていたならば元帳勘定を送り状と照合するときに発見されたはずであるとし、「相当な注意と技能を尽くしたであろう且つ単なる機械ではない監査役による発見を送り状の繰り越しがいかんにして逃がれえたのか理解できな

い」と述べた。¹²⁾

Fomento (Sterling Area) Ltd. v. Selsdon Fountain Pen Co. Ltd.
[1958] 1 All E. R. 11.¹³⁾ 本件は監査の機械的性質に直接とりくんだ近時の判例であるが、ここにおいて Denning 卿は1890年代の基準よりもはるかに徹底したかつ満足すべき基準を詳述している。この事件は会社制定法に基づく監査役の義務違反を理由とするものではなく契約上の義務が履行されたか否かに関するものであるが、その契約の条件が1967年会社法14条(5)に規定するところに類似しており、また監査一般とりわけ会社の監査に対して極めて一般的に適用されうるとおもわれる基準が述べられている点でそれが付随意見であるにかかわらず重要と考えられるので以下にいささか詳細にこの事件を紹介することにしよう。

監査役は「支払うべき特許実施料の額を検査するために」被控訴人によって任命された。その調査過程において監査役は実施料が一定の refills について支払われていたが、その他の若干の refills (type “B” および type “C”) について支払われていなかったと認定した。被控訴人の答弁によれば「B」および「C」の refills は実施特許によって包含されていないということであった。監査役は見本もしくは特許明細書を要求したのみでそれ以上の情報を受けなかったが、契約書によれば Selsdon 会社は特許製品の販売・拡布に関連して且つ実施料算定に必要もしくは適当な真正かつ完全なる記録を含むすべての会計帳簿の備付けを義務づけられ、これに加えて実施料の額を確定するに必要もしくは適当なその他すべての情報を監査役に提出することを義務づけていた。

Denning 卿は該監査役の義務について以下のように述べた。「監査役の適切な職務とは何か。監査役は帳簿、必要な証拠資料のすべておよび口頭による説明を参考にして、計数上の結論すなわちその金額を検査することだけを義務づけられているといわれる。また、ある製品が特許によって包含されているか否かを調査することは監査役の職務の一部ではないといわれる。これはあまりにも狭い見解であるとわたしはおもう。監査役は証拠

書類（証票）の検査および算術的計算の技術に限定されるべきではない。監査役は専門職業的「加算・控除者」(adder-upper and subtractor)として安易に表現されるべきではない。監査役の主要な任務は、計算上の過誤であれ、作為もしくは不作為による過誤であれ、まっかなうそれであれ、過誤がなされていないことを注意して確かめることにある。従って、この任務を適正に遂行するためには、監査役は、詮索ずきな気持をもった——不正直を疑うのではないことには同意するが——且つ誰かが何処かで間違いを犯したかもしれないと考えまた間違いがないことを確かめるべく検査がなされねばならないと考える「加算・控除者」にならねばならない。Re **Kingston Cotton Mill Co.**, 事件判決が正規の検査をなすべき監査役の責任を免除したものとわたしは考えたくない。しかし、効果的な検査を行うには、なんらかの法的知識または特許その他の実用新案についての知識を必要とすることがあろう。しかるに監査役は何をなすべきか。…彼は違法とおもわれる支払を偶然発見するかもしれない。それゆえ、かれは違法な支払について調査する権利を有するばかりでなくそれを調査する義務を負っており、また必要あらばそれを承認すべきでない。」Denning 卿の示唆するところによれば、監査役は、もし望むならば、法律的助言を受けることもできよう。

(3) Thomas Gerrand 事件判決

(i) Re **Thomas Gerrand & Sons Ltd.** [1968] Ch. 455.¹⁴⁾ 現代における経済および企業の要請にてらして1890年代に宣明された監査役の注意義務に関する基準を裁判所が評価するまたとない好機の一つが本件であるといわれる。

Thomas Gerrand & Sons Ltd は資本金15万ポンドで多くの取締役のうち業務執行取締役である **Croston** 氏が会社の日常の業務を担当していた。半年毎に在庫品調べ、計算書類の作成およびその監査が行われていたが、数期にわたって計算書類はその会社の安定性と継続的好調を示し配当も支払われていた。監査役は「空が晴れていた」1962年9月まで無限定報

告書 (unqualified report) を提出していたが、突然破局が訪れた。すなわち、毎年提出されていた計算書類は会社の財務状態にまったく関係がなく、事実上、会社は絶望的なまでに支払不能の状態にあることが判明したのであった。当然、会社は清算に入ったが清算人は1948年会社法333条に基づき会社のために監査役を相手どって訴を提起した。

訴の原因は、業務執行取締役たる Croston 氏が次の三方法によって帳簿を偽造していたことにあった。まず第一に、在存しない在庫品を付加することによって在庫品の評価を誇張し、第二に送り状に「商品未受領」と記入することによって、または受領した送り状の日付を次期会計年度の日付に変更することによって会計年度末直前の期日の買掛金を次期会計年度に振替えて該年度の支出額を減少させ逆に利益を増加し、第三に次期会計年度に関する在庫品の売却価額を当期に繰り入れさせたのであった。

監査役は Croston の能力を信頼していたので、かれによる在庫品調べが誠実かつ正確に行われたものと信じていた。

Pennycuick 判事はまず次のように判示することによって Re Kingston Cotton Mill 事件における所謂「番犬」(watchdog) 原則に基本的には追随することを明らかにした。すなわち、「在庫品調べをすることは監査役の義務の一部ではないので一般にみとめられた能力と厚い信望をもつ支配人の証明書に信頼することを監査役は正当化される。すなわち、監査役は、疑惑を生ぜしめるなんらかの事情が存在しないかぎり支配人の証明書を検査する義務を負わない。また監査役は違法に支払われた配当につき責に任じない」と述べたが、本件の事実関係に依拠することによってその判決と区別したのであった。そして本案に関しては、監査役が仕入送り状の検査をしなかった点では仕入先の計算書を調査し且つ必要な場合には仕入先に照会すべきであり、かつまた監査役ができる範囲内で確かめた正確な事実を取締役会に通知すべきであるにもかかわらず、これらの措置をとらなかったことは鑑定人の証言ならびに企業の常識からみて義務違反になると結論し清算人勝訴の判示を行なった。

清算人側の鑑定人は「監査役が送り状の変更を発見したときはただちにその事項を調査すべきことおよび計算書類に関する報告書の完成を延期して取締役会に通知すべきことを示唆していたが、他方被告側の鑑定人は監査役が十分な調査を行うだけの時間的余裕を与えられていなかったことを理由に反駁していた。これについて **Pennycuick** 判事は、このような場合監査役は報告することをまったく拒絶するかあるいは限定報告書を提出すべきであるとした。

(ii) 前述のように、**Pennycuick** 判事は該監査役に義務違反ありと判示しながらも **Re Kingston Cotton Mill Co.** 事件判決の定立した原則から離脱することを好まなかったのである。本件の事実関係からみればかれの判決はその結論に関するかぎり満足すべきものとみられようが、法を社会・経済状態の変化に対応させて発展せしむべき機会として本件をみた場合、その硬直性に誰しも驚かされるであろうとおもわれる。この点について **Pennycuick** 判事は次のように付言する。すなわち、「清算人の弁護士は、1900年以前においては1948年法162条に対応する制定法上の諸規定が存在しなかったことを指摘したが、監査役の義務の質が1896年以来これに関連する点について変化したということは理解できない。基本的には、その義務は常に相当な注意と技能をもって会社の計算書類を監査することであった。おもうに、**Re Kingston Cotton Mill Co.** 事件が区別される真の根拠は、鑑定人の証言によれば、相当な注意および技能の基準が1896年において支配的であったそれよりも今日においては一層厳しいことであろう。この主張にわたしは相当の説得力をみとめるが、あらゆる特定の場合において監査役が在庫品に関連して義務違反を行ってきたものと認定することは当裁判所においてさえも未決定であろうとおもわれる」とする。

既述のように、1896年には商事会社の計算書類の届出およびその公衆による閲覧は要求されていなかったのに対して、現在では計算書類に表示すべき情報はいっそう技巧的な性質を帯びてきている事実はそれ自体、独

立した情報を提供すべき監査役にその任務遂行上高度の技能と能力を要求するものといえる。本件において監査役の地位をさらに現実主義的な立場から分析していたならば、それはこの専門職業にとってもまたこの法分野にて活動する者たちにとっても恐らく有益な指針を提供しえたであろうといわれている。¹⁵⁾

ところで、イギリスにおいては、会計に関する特殊の問題たとえば在庫品の評価とか貸借対照表および損益計算書の形式についての勧告を別として、勅許会計士協会などの職業団体が監査基準を明らかにしていなかったため、既述のいずれの事件においても職業団体による特定の勧告が引用されたことがなく、むしろ **Thomas Gerrand** 事件では、特定の場合に監査役に要求さるべき注意基準を評価するために訴訟当事者によって召喚された鑑定人の証言に依拠したのであった。この監査基準の欠如が会社の倒産のさいにしばしば批判されているようであるが、**Thomas Gerrand** 事件の場合に典型的にみられるように、専門的知識をもたない裁判官はいうに及ばず職業専門家すらもその任務遂行上重大な困難に逢着することになるとの批判もある。¹⁶⁾

(4) 将来への展望

「監査役は番犬であり警察犬ではない」という一般的注意義務に関する原則を **Lopes** 判事が1896年に定立したとき、かれ自身はこの原則が監査役に期待される行為規準の基礎として20世紀の職業専門家によって依拠されるとは認識していなかったであろうが、そのご監査役の義務違反を理由とする多くの訴訟においてこの原則が援用されこれを基礎として弁明が行われたのであった。すなわち、年次計算書類の登記吏に対する届出および監査役の選任が制定法上義務づけられていなかった1896年当時のコモン・ロー上の原則がそのごの立法の変化にかかわらず裁判所によって一貫して受け継がれてきたことは、近時の **Thomas Gerrand** 事件判決においてさえこの古典的「番犬」原則が監査役の役割の評価にさいして依拠された事実がこれを如実に示している。もっとも、この事件においても相当な注

意と技能の基準が1896年当時よりも厳しくなっていることは指摘されているが、たしかに現在においては計算書類に表示される情報が技巧的・専門的になってきているので、独立した報告書を提出すべき監査役は高度の技能と能力を要求されるものとみられよう。そして、判例集に登載されている事件が大部分古くなっていることならびに専門職業の基準が近年あきらかに高まっていることからみて **Lindley** および **Lopes** 判事によって定立された一般原則は将来の事件に適用する場合余り役に立たないであろうとさえいわれている。¹⁷⁾

とすれば、**Thomas Gerrand** 事件判決のあとにつづくべき法はいったい何処に位置することになるのであろうか。監査役が会社の役員を完全に信頼していたとしても詐欺が行われたかもしれないという証拠があるときはその事項をただちに調査すべきであり、また会社の計算書類、帳簿もしくは記録に不一致が生じておりこれを監査のとき発見しうるときは、その不一致をすみやかに通知すべきであって必要があれば限定報告書を提出すべきことは明白であろう。このことは監査役に対して不当な負担を課すものではない。

しかし **Selsdan Fountain Pen Co., Ltd** 事件において **Denning** 卿が提起した問題は、なにゆえに糸口が監査役に明らかである場合にのみ計算書類における過誤、不一致および詐欺が発見されるべきなのかということであった。すなわち、監査役が取締役もしくは役員という言葉および仕事を「盲目的に」または形式的な調査だけで信頼することができるのであれば、独立した監査を行うべき監査役はいったいいかなる意味においてその義務を履行したことになるのかという問題がこれである。けだし、株主が会社の経営・経営参加に関して事実に基づいた決定をなしうるためには、会社の財政状態について職業専門家による公平かつ偏見のない評価に基づく情報を与えられるべきだからである。かかる立場は19世紀末の所謂「番犬」原則のそれと明らかに対立するものであり、この原則からの必然的な離脱を意味するものであろう。過去において立法府が軽視し、かつまた裁判所

も経済社会の変動ならびに監査役の置かれる法的基盤の変化にかかわらず考察を怠ってきた問題がこれであるが、Selsdan Fountain Pen Co., Ltd 事件の Denning 卿の付随意見は将来における監査役の義務のあり方を予測するものとして重要であろう。

- 1) See Pennington, op. cit., p. 574. ; see also Palmer, op. cit., p. 646. and Gower, op. cit., p. 470.
- 2) See Pennington, op. cit., p. 578.
- 3) [1895] 2 ch. 673, p. 682. See R. Baxt, "The Modern Company Auditor—A Nineteenth Century Watchdog ?," The Modern Law Review vol. 33, pp. 413, 417—418. ; see also Palmer, op. cit., p. 646. and Pennington op. cit., p. 575. 小町谷操三・イギリス会社法概説362—364ページ。武市春男・イギリス会社法484—486ページ参照。
- 4) Cited from Baxt, op. cit., p. 418. ; see Gower, op. cit., p. 470. Palmer, op. cit., p. 646., and Levy, op. cit., vol. 2 p. 772. 小町谷・前掲書366—367ページ。武市・前掲書487—488ページ。
- 5) See Baxt, op. cit., p. 418.
- 6) See Baxt, op. cit., p. 419.
- 7) See Baxt, op. cit., p. 420.
- 8) See Baxt, op. cit., p. 420.
- 9) Cited from Baxt, op. cit., pp. 420—421. ; see also Pennington, op. cit., pp. 573—574. 小町谷・前掲書370—371ページ参照。
- 10) 小町谷・前掲書371ページ参照。
- 11) [1900] 1 Q. B. 16, p. 21 and see also Baxt, op. cit., p. 422.
- 12) See Baxt, op. cit., p. 423.
- 13) See Gower, op. cit., p. 470. see also Baxt, op. cit., pp. 423—425. and Palmer, op. cit., p. 646.
- 14) See Gower, op. cit., pp. 470—472. and see also Baxt, op. cit., pp. 425—429.
- 15) See Baxt, op. cit., p. 428.
- 16) See Baxt, op. cit., pp. 422—423.
- 17) See Gower, op. cit., p. 470.

(二) 会計監査役の責任

監査役はその職務遂行上の詐欺 (fraud) またはネグリジェンス (neg-

ligence) によって会社に損害を蒙らせたときは会社に対して損害賠償の責に任じなければならない。不法行為としてのネグリジェンス（過失）は、注意義務が存在するにかかわらずこれに違反し因って損害を生ぜしめる行為である。従って、法律上の注意義務が存在しないかぎりネグリジェンスは成立しないといえる。つぎに、詐欺が成立するには、虚偽の事実をその虚偽であることを知りながら発表することが必要である。

なお監査役は1948年会社法に基づく失当行為（misfeasance）¹⁾ によって義務違反に基づく責任を問われることがある。ここではネグリジェンスに基づく責任を中心に説明することにしよう。（なお、刑事責任には言及しない）

(i) 会社に対する責任

コモン・ロー上ネグリジェンスに基づく責任を監査役に負わしめるためには、監査役が相当の注意と技能をもってその職務を履行しなかったため会社に損害が生じたことをその会社が立証しなければならない。

Leeds Estate Building and Investment Co. v. Shepherd [1887] 36 Ch. D. 787.²⁾ においては、資本から配当が支払われたが、監査役は定款の規定を遵守しなかったことを主たる理由として（付属定款の謄本はかれに提供されていなかったが）責任ありとされた。

London Oil Storage Co. Ltd. v. Seear Hasluck & Co.³⁾ においては、監査役は貸借対照表の資産の一つである小口現金を検査しなかったことにつき責任を負わしめられた。

また、A. E. Green & Co. v. Central Advance and Discount Corporation Ltd.⁴⁾ における会社による損害賠償請求の反訴において、監査役は貸倒引当金の妥当性について確認しなかったため責任ありと判示された。

さらに、Pendlebury Ltd. v. Ellis Green & Co.⁵⁾ においては、小規模な私会社の持分のすべてがその会社の取締役によって保有されている場合には、監査役は事実上取締役たちに報告すれば免責されるとした。

さきにも言及したように、監査役は疑惑を生ぜしめる事情のない場合には在庫品調べをする義務を負わないが、⁶⁾ 在庫品記録簿が変更されていることを知りながら適正な質問ないし調査を行わないときは監査役にネグリジェンスに基づく責任が課せられる。すなわち、既述の **Thomas Gerrand** 事件においては、⁷⁾ 在庫品がいまだ引渡されていないので仕入送り状の日付を次期会計年度の日付に変更したとの業務執行取締役の説明を監査役がうけ入れていたが、その送り状の変更は会計年度末における会社の流動資産を過大表示しかつ流動負債を過小表示することによって会社が損失を蒙りつつあった事実を隠蔽するためであることが判明し、監査役はネグリジェンスに基づく責任を追及されたのであった。

(ii) 第三者に対する責任

監査役は会社に対して契約関係にあるので、まず会社に対して注意義務を負うことはいうまでもなく、監査役責任を追及する訴訟の大半は会社または清算人がこれを提起したものである。しかるに、監査役職務は株主に対して監査結果を報告することにあるが、監査役職務上の義務は会社自体に対してこれを負うのであって、監査役はその職務を適正に履行しないことにつき個々の株主に対して契約上の責任を負わないとされる。⁸⁾

他方において、1967年法14条(1)によれば監査役は会社ではなく株主に対してその検査した計算書類等について報告すべしと規定されていることから、この規定は監査役が個々の株主に対しても注意義務を負うことを示唆するものであるとし、各株主は **Foss v. Harbottle** の原則⁹⁾ にかかわらず監査役に対して損害賠償請求の訴を提起しようとの見解もある。¹⁰⁾ これについては争いがあるが、もしこの見解が正しいものとするならば、監査役は会社に対してのみならず株主に対しても信任関係 (**fiduciary relationship**) に立つものとみなされねばならないであろうとされている。¹¹⁾

次に株主以外の第三者に対する責任が問題とされねばならないが、かつては、過失による不実表示については、第三者がそれを信頼して行為し損

害を蒙ったとしても当事者間に契約または信任関係の存在する場合ならばに身体および財産に対する侵害の場合を除き訴権発生の原因にならなかつた。¹²⁾ したがって、監査役の第三者に対する責任は全く問題とならなかつたが、そのご *Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd.* [1963] 2 All E. R. 575. において、金銭的ないし経済的損失を蒙らせる過失による不実表示についても注意義務が存在しうるとされ、また原告が被告に対して「特別の関係」(special relation) を有することを立証しうるときは原告に損害賠償請求権を与えうるものとされたため、監査役の第三者に対する責任問題が新たに提起されることになったのである。

この判決に従えば、監査役は自己の監査した計算書類が会社への投資を勧誘するために提供されようとしていることを認識しているならば、責任の明示的否認が存しないかぎり、それらの計算書類が提示される第三者に対しても注意義務を負うことになり、この義務違反を理由としてネグlijェンスに基づく訴権が成立するとされる。^{13) 14)}

- 1) 1948年会社法333条の定める略式救済方法であるが、これによれば、会社の清算過程に発起人、取締役、支配人もしくはその他の役員 (officer) が会社の金銭もしくは財産を不当に使用したり留保していたことが判明した場合、裁判所は清算人等の申請に基づきこれらの者の行為を調査し、これらの者に対してその金銭もしくは財産を適当と思料する利息付にて弁済もしくは回復させまたは適当と思料する額を会社の資金に出損させることができる。本条の関係においては監査役は役員とみなされている。
- 2) See *Palmer, op. cit.*, p. 648. and see also *Pennington, op. cit.*, p. 576.
- 3) (1904) 30 Acct. L. R. 93. See *Palmer, op. cit.*, p. 648. and see also *Baxt, op. cit.*, p. 419.
- 4) (1920) 63 Acct. L. R. 1. See *Palmer, op. cit.*, p. 648.
- 5) (1936) 80 Acct. L. R. 39. See *Palmer, op. cit.*, p. 648.
- 6) *Re Kingston Cotton Mill Co. (No. 2)* [1896] 2 Ch. 279.
- 7) *Re Thomas Gerrand & Son Ltd.* [1967] 2 All E. R. 525.
- 8) See *Pennington, op. cit.*, p. 578.
- 9) 会社がその能力内の行為をしているかぎり、裁判所は会社の内部経営に干渉

できないという原則である。これによると会社が取締役の詐欺的行為によって損害を受けても株主総会において過半数の株主がその行為を追認するならば、裁判所は少数株主の訴によってもこれに干渉しえないことになる。ただし、この原則に対する例外が少数株主保護のために形成されてきている。これについては、池島宏幸「少数株主の保護問題（イギリス会社法を中心として）」静岡大学法経論集20号29ページ以下参照。

- 10) **Gower, op. cit., p. 471.**
- 11) **See Gower, op. cit., p. 471.**
- 12) **Derry v. Peek [1889] 14A. C. 337 (H. L.); Candler v. Crane Christmas & Co. [1951] 2K. B. 164.**
- 13) **See Palmer, op. cit., p. 649.; and see also Gower, op. cit., p. 471.**
- 14) アメリカにおける会計士の対第三者責任については、竜田節「監査人の対第三者責任序説」商事法の研究（大隅還暦記念）180ページ以下。なお、川内「アメリカ法における会計士の民事責任の新展開」企業法研究187輯45ページ、同「アメリカにおける会計士の民事責任」中京法学第五巻4号7ページ以下参照。